

令和 7 年 5 月 28 日

長岡京市議会議員
白石 多津子様

〒615-8035

京都市西京区下津林芝ノ宮町 31 プリオール桂 105 号

電話番号 080-3796-6249

ハラスメントから職員を守る京都府民の会

代表 中路 式雄



政党機関紙の庁舎内勧誘行為における庁舎管理規則の徹底を求める陳情書

<陳情理由>

全国市区町村の庁舎内で、政党機関紙の勧誘（営業）・配達・集金が無許可で行われていることが問題となっており、その是正のために、地方議会 81 か所で庁舎内における勧誘・配達・集金の実態調査 及び 自粛を求める陳情が採択・趣旨採択されました。（資料 1）

陳情採択などを受けて、実態調査が全国の数十自治体で行われておりますが、例えば、東京都港区の調査（令和 6 年 11 月実施）では、勧誘を受けた管理職が 9 割、そのうち心理的圧力を感じた管理職が 8 割にもなりました。また勧誘を受けた職員の 7 割が購読していました。自由意見でも「購読をやめたいが、言い出せない」との多くの声があがりました。庁舎内で政党機関紙勧誘に伴う「圧力」により、職員自身の意志に反した購読が横行していたのです。

港区では調査結果を踏まえて、3 月議会で議員から区長に改善を求める質問があり、区長は職員をパワハラから守るために庁舎管理規定の見直しなど速やかな対応を図ることを答弁しました。（資料 2）

長岡京市役所庁内取締規則では

第 5 条 庁舎等において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

とあり、政党機関紙の勧誘も許可を受ける禁止行為であります。情報公開して確認しましたが許可証の申請もありませんでしたので、発行もしていません。

2020 年 6 月にパワハラ防止法（改正労働施策総合推進法）が施行され、地方公務員が保護の対象となりました。自治体として「パワハラ防止条例」を制定した事例も 108 にのぼります。

貴議会においては、3 月議会に府民の会が出した「政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情」は採択されませんでしたので、アンケートは実施されておられません。

そこで、早急な実態調査が行われなかったとしても、最低限、庁舎内の勧誘行為に関するルールは厳守していただきたいと思います。再度陳情を提出いたしました。「政党機関紙の勧誘は憲法が保障する政治活動」であるという主張は当然だとしても、一方で、庁舎内では無許可の営業行為は管理規則で禁止されており、同様に、民間のマンションやアパートでも「営業目的の訪問・勧誘活動を禁止」している施設があります。こうした施設内での勧誘活動は、住民の信頼を損ねるものであり、政治モラルに反するものです。さらに多くの住民が利用する庁舎内では、職員の政治的な中立性が地方公務員法第 36 条「政治的行為の制限」で求められています。

議員の皆様は、庁舎管理上のルールに従い、場所をわきまえて政党機関紙勧誘活動を行っていただきたいと思います。以下、陳情項目をまとめます。

<陳情項目>

- ① 庁舎内において物品販売や勧誘等の行為をする場合は、庁舎管理規則により、あらかじめ施設管理者の許可を得る必要があります、政党機関紙の勧誘行為についても同様に許可が必要であることを、明確に確認をお願いいたします。これまで許可を得ずとも勧誘行為が見過ごされてきた可能性があれば、今年から改めてください。
- ② 今後、庁舎管理規則に違反して、庁舎内で議員から職員に政党機関紙の勧誘行為を行った事例が発見された際は、全庁舎的な実態把握のため、政党機関紙の勧誘行為に関する職員アンケート実施するなど、再発防止に努めてください。
- ③ 「政党機関紙の勧誘行為」について、仮に議員からの許可証の申請があり、行政が同勧誘行為の許可不許可の判断をする際は、特定の政治的判断に加担する恐れがあるかどうかの判断とあわせ、政党機関紙の勧誘行為に伴う心理的圧力の有無に関しても、職員アンケートを通して収集し、判断材料としてください。

【資料1】庁舎内の政党機関紙勧誘の調査・自粛等を求めた陳情を採択した議会（81自治体）

北海道	千歳市 釧路市	千葉県	千葉市 習志野市 大網白里市 四街道市 東金市 香取市 山武市 銚子市 勝浦市 流山市 神崎町 九十九里町	長野県	岡谷市
青森県	外ヶ浜町 大鰐町			岐阜県	中津川市
岩手県	滝沢市			愛知県	高浜市 豊明市 安城市 津島市 蒲郡市 幸田町
秋田県	北秋田市 湯沢市 潟上市 八郎潟町 八峰町 上小阿仁村				
山形県	山形市 寒河江市		東京都	港区 目黒区 調布市 武蔵村山市 清瀬市 稲城市	大阪府
福島県	会津若松市 川俣町 北塩原村			兵庫県	高砂市 明石市 芦屋市 西宮市 豊岡市
栃木県	宇都宮市 鹿沼市 壬生町	神奈川県	藤沢市 茅ヶ崎市 南足柄市 綾瀬市 厚木市 大和市 伊勢原市 海老名市 座間市 逗子市 鎌倉市 愛川町 真鶴町 松田町 寒川町 清川村	岡山県	総社市 美作市 吉備中央町 和気町
群馬県	沼田市 甘楽町			熊本県	荒尾市
埼玉県	加須市 和光市 美里町 上里町			鹿児島県	霧島市 指宿市 日置市

ハラスメント防止条例制定相次ぐ（現在108自治体）



地方議員による自治体職員へのハラスメントを根絶しようと防止条例を定める自治体が増えている。ともに自治体の運営に欠かせないパートナーだが、議会では質疑や議決を通して議決を通じて行政を監視する立場であり、事実上の「上下関係」が生じていることが背景にある。（新聞記事より）

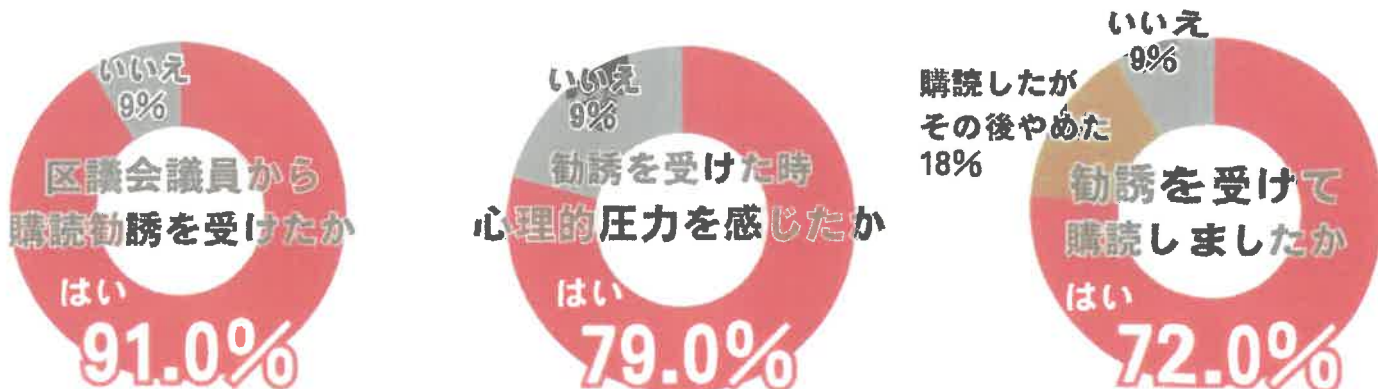
議員と職員は本来的には対等の関係であるのは当然のこと。しかしながら、ハラスメント行為があれば、それが歪な関係に転じます。議員の自覚の有無に関わらず「圧力を伴う政党機関紙の購読勧誘の実態」があれば議会・行政の双方の厳格な対策が求められます。善処をお願い致します。

【資料2】都内自治体の職員アンケートの結果事例

港区

政党機関紙勧誘を受けた職員のうち「心理的圧力を感じた」割合等

円グラフは調査結果に基づき本会で作成（原本はQRコードよりご参照いただけます）



対象：管理職100名 回答67名（回答率67.0%） 期間：令和6年10月25日～11月6日
結果：区議会議員から勧誘を受けたと9割強（61人）が回答。勧誘された職位は、9割以上が課長または係長。勧誘を受けた際、8割（48人）が心理的圧力を感じた。勧誘を受けて、7割強（44人）が今も購読している。自由回答欄には「購読をやめたいと思っているが、言い出せずにやめられない」「購読を断断することや解約することは心理的な負担が大きい」等のコメントが並んだ。

(1) 回答総数：40件

(2) 意見要旨：以下のとおり

No.	意見要旨	意見数
1	個人情報や秘密情報の保護の観点から、自由に執務室内に入室し、集金や配達をすることは是正すべき。	12
2	購読をやめたいと思っているが、言い出せずにやめられない。	10
3	購読を断断することや解約することは、心理的な負担が大きい。管理職は暗黙の了解という圧力を感じる。	8
4	庁舎内での勧誘や配達、集金は、やめるべき（禁止するべき）である。	7
5	区として一旦、統一的に契約解除を申し入れ、その上で、購読希望者は個別に申し込むようにして欲しい。	6
6	今後の議会対応への影響や関係性の悪化を懸念し、購読を断断できなかった。	6
7	経済的な負担となっている。	4
8	個人での解約を後押しできるような通知などを出して欲しい。	2
9	政党の考え方や世の中の動きを多角的に把握するためには役立っているように感じる。	2

※ 1人の回答者が複数内容の意見を回答している場合もあるため、回答総数と表中の意見数の合計は一致しません。

政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める請願
(令和6年3月採択)

賛成した会派

自民党議員団、みたと未来会議、公明党議員団、港区維新・無所属、参政党の会

反対した会派

共産党議員団
港区れいわ新選組
みたと政策会議

※アンケートは請願採択を受け実施

その他政党機関紙の庁舎内勧誘行為（勧誘、配達、支払い場所等）についてご意見があれば記入してください。



江東区

管理職70人（回答者の76%）が、「議員から新聞や書籍の購入の働きかけを受けた」ことが明らかになった

契約にかかる不正行為等防止のためのアンケート（令和4年9月実施）より
<https://www.city.koto.lg.jp/051101/kuse/shisaku/torikumi/documents/2siryou.pdf>



都内自治体の職員アンケートの結果事例②

板橋区

区職員及び議員に対するハラスメントに関するアンケート調査 令和6年10月15日～10月29日実施(区職員348人が回答)より抜粋

https://www.city.itabashi.tokyo.jp/_res/projects/default_project/_page/001/055/358/r61119_giun_8.pdf

管理職が議員から私費で新聞「」の購入を強いられている。
金銭の強要だけでなく、偏った思想の強制・洗脳にも繋がり問題があると考え
る。購入しなかった場合に関係性の悪化や議会内での理不尽な質問が想定される
ため、管理職は購入せざるを得ない状況にあると思われる。購入は任意という反
論があると想定されるが、事実上強制されているように見える。
また、議員が自ら勤務時間中に管理職の自席に集金に来るため、窓口に来た区民
から議員と管理職が金銭の授受を行っているように見えるため問題があると考え
る。

の議員団が、課長が機関紙の購入しない場合、明示的な圧力がないにし
ろ、購入をしている課長に比べて厳しい追及を行うような圧力を感じている。こ
れまで所属した課長のほぼ全てが購入させられており、自由な購買意思ではな
く、明らかに議員と課長という立場に基づき購入させられている。

業務中にの集金で執務室内に勝手に入る

の皆さんは庁舎内での新聞販売及び勧誘をやめていただきたい。購読は任意
という建付けのようですが、議員に販売を進められれば、断りたくても断れません。
また、他の会派は機関誌を職員に勧誘・販売することはしていません。
朝の早い時間に新聞を机の上に置かれていますが、通常の業者であれば執務時間の内
外を問わず事務室には入れません。以前はヤクルトや牛乳を自席にもってきて販売
していましたが、今は販売は認められていません。
議員(事務員)さんが配っておられるのであれば、どのような根拠でしょうか。
の販売だけが認められ、議員や事務員が執務室内を自由に歩き回れる根拠がある
ならば示していただきたいと思います。

は板橋区がアンケート公表時に黒塗り



都内自治体の職員アンケートの結果事例③

町田市

**特定政党の市議が、度重なる通達にも関わらず、
庁舎管理規則に反して、勧誘活動を継続していたことが判明**

2019年に4度目の職員通達

「庁舎内の物品販売は禁止事項であり、政党の機関紙等を購入する行為を厳に慎むこと」

「赤旗」庁舎内購読自粛を通達 東京・町田市、管理規則に抵触

東京都町田市が、共産党の機関紙「しんぶん赤旗」を含む政党機関紙を庁舎内で購入することを自粛するよう求める通達を今月、全職員に出していたことが21日、分かった。同市は平成26年度以降、3回にわたって同様の通達を出したが、同市の共産市議が最近でも市職員に庁舎内で赤旗を配布したり、購読料を集金したりしていた事実が判明し、こうした行為が庁舎管理規則などに抵触する可能性があるとして判断した。

通達は今月5日付。同市によると、8月中旬から下旬にかけて、市職員を対象に同紙の購読状況などに関する調査を実施。その結果、職員7人が庁舎内で私費で購読していた。共産市議が庁舎内で直接、同紙を手渡し、集金行為もしていたという。

同市の庁舎管理規則などでは、無断で物品の売買などを庁舎内で行うことを禁じている。これを踏まえ、同市は一連の行為が同規則などに反する可能性があるとして判断。高橋豊副市長名で「政党の機関紙等を購入する行為を慎むこと」などと記載した通達を出した。同様の通達は26年度以降、4度目となる。

庁舎内での通達内容の徹底を図るため、同市は今月18日から26日まで、職員の購読状況の再調査を実施している。21日時点で購読を継続していると回答した職員は報告されていないという。産経新聞 2019年11月21日付

4度目の通達文 町田市が職員に通達した

庁舎管理規則及び服務規程の徹底について（依命通達）

地方公務員は、全体の奉仕者としての使命が課せられ、その行動には行政の中立性と市民の信頼確保が求められる。

庁舎内での物品の販売については、庁舎管理規則第6条で禁止事項として定めているため、庁舎内において、政党の機関紙等を購入する行為は厳に慎むこと。

また、職員服務規程第2条で、誠実かつ公正な職務の遂行を定めており、市民から信頼を得られる行動が求められる。

所属職員にこの旨を周知徹底し、職場での適切な指導、監督の徹底を図りたい。

この旨、命により通達する。



狛江市

議員の独自調査で、複数の管理職の証言を紹介。市総務部長は、購読勧誘等が長年慣習として行われてきたと認め、「（市の）政治的中立が疑われかねないので、庁舎内での勧誘、配布、集金は原則禁止しなければならないと考えている」と述べ、今後職員らに徹底させると明言した。

